

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の制定について

## 1 制定の趣旨

市では、法律の規定により条例で定めることとされている「社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等」について、省令等の改正があった場合、極めて短期間で広範かつ正確な作業を余儀なくされている。それが結果として、事業者及び市民への周知がおろそかになることによる福祉現場の混乱が懸念され、また、改正漏れ、改正誤りにつながる可能性が高いことから、それらを回避するとともに、国が定める基準による適切な福祉サービスを安定的に提供するため、28条例を整理し、標記条例を制定するものである。

## 2 廃止を行う条例（※介護保険課該当分下線部 計12条例）

- (1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）
- (2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）
- (3) 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）
- (4) 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第53号）
- (5) 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第54号）
- (6) 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）
- (7) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）
- (8) 盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第57号）
- (9) 盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第58号）
- (10) 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）
- (11) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）
- (12) 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第61号）
- (13) 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）
- (14) 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）

- (15) 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成24年条例第64号)
- (16) 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型  
介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
(平成24年条例第65号)
- (17) 盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年  
条例第66号)
- (18) 盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成  
24年条例第67号)
- (19) 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 (平成26年条例第33号)
- (20) 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 (平成26年条例第34号)
- (21) 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例 (平成26年条  
例第35号)
- (22) 盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 (平成26年条例第37号)
- (23) 盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成26年条  
例第49号)
- (24) 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防  
のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成26年条例第50号)
- (25) 盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例 (平成26年条例第51号)
- (26) 盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成30年条  
例第25号)
- (27) 盛岡市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例 (令和2年条例第15号)
- (28) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和2年  
条例第16号)

### 3 制定による効果

#### (1) 市の独自基準の明確化

運営事業者において基準等を確認する際、基準省令等とは異なる部分が別段で規定されることとなるため、市が独自の基準を適用させている箇所の把握が容易になり、事業への円滑な繁栄が図られる。

## (2) 条例改正の迅速化

省令等改正が直ちに条例に適用されることから、条例の改正作業の迅速化が図られる。

## (3) 福祉サービスの安定的な提供

改正省令の公布から施行までの期間が2～3か月と短期間であり、市はその間、条例改正手続きと事業者や市民への周知に取り組んできたところであるが、今回の制定により、周知に注力できることから、福祉現場の混乱を回避し、サービスの安定的な提供が図られる。

## 4 その他参考事項

### (1) 他自治体の状況

岩手県においては、平成30年度に、同様の条例の方式に改正済みであるほか、政令指定都市や中核市（仙台市、相模原市、船橋市等）においても導入事例が進んでおり、また、市の他条例においても同様の取組例がある。

### (2) 国が新たな種類の社会福祉施設の基準を設けた場合

原則として今回制定の条例を改正して盛り込む。

ただし、省令又は省令に基づかない基準については、この限りでない。

## 5 議決日

令和6年2月26日

## 6 施行日

令和6年4月1日